

福井の社長人材誘致支援プロジェクト 募集要項

1 目的

・親族内に候補がないなど後継者問題に悩む事業者に対して、第三者による事業承継を支援するため、サーチファンドを活用して「福井の社長」を目指す方を募集します。

福井県ではサーチファンド投資会社・組合（以下、「サーチファンド投資会社等」という。）と協力し、後継の社長を募る福井県の企業の情報を提供して、サーチャーによる企業の視察や訪問につなげるとともに、福井県の企業に対するサーチ活動に係る旅費や、事業承継をした場合の奨励金の支援を行います。

2 用語の定義

(1) 事業承継

会社においては、先代経営者が代表取締役を退任し、後継者が代表取締役に就任すること、個人事業主においては、商号（屋号）や経営資源等の複数を承継（現代表は廃業届を後継者は開業届を提出するなど）し、その事業を継続させること。

(2) 親族

配偶者、直系血族、3親等内の傍系血族または3親等内の姻族をいう。

(3) 同族関係者

親族、親族が総株主または総社員の議決権数の過半数を有する会社、その子会社またはその孫会社をいう。

(4) 事業引継ぎ

株式譲渡などの最終契約の締結により、事業の全部または一部を同族関係者以外の者に事業承継すること。

(5) サーチファンド

企業の経営資源等を引継ぎ、経営者となることを目指す者（サーチャー）が、その相手となる企業を探し（サーチ活動）、投資や支援を受けて、株式買収等によって事業引継ぎを行い、経営者としてその後の企業成長に取り組む仕組み。

(6) 福井県事業承継ネットワーク参加機関

別表の機関のこと

3 支援の概要

(1) 企業情報の提供

福井県事業承継ネットワーク参加機関や福井県事業承継・引継ぎ支援センターを通じて募集した、後継の社長を募る福井県の企業に関する情報を提供し、サーチャーによるサーチ活動を支援します。

(2) 旅費支援

サーチ活動に係る福井県への訪問旅費を支給します。

- ◆支給額：福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例で定める額
上限50万円/者（上限額に達するまで申請回数の制限なし）

(1) (2)の詳細については、本募集要項（以下、「要項」という。）の「5 支援の詳細」をご確認ください。

(3) 奨励金支援

サーチファンドを活用して、福井県の企業を事業承継し、新たに従業員または役員（以下、「従業員等」という。）1名以上の雇用・任用を行う場合、奨励金を支給します。

- ◆支給額：300万円（申請は1者につき1回まで）

4 支援対象者

サーチファンドを用いた事業を行う下記のサーチファンド投資会社または組合の支援を受けて、サーチ活動を行っている者。（ただし、その他知事が適当と認める場合については対象とすることができる。）

- ・ Growthix Investment 株式会社
- ・ 株式会社サーチファンド・ジャパン
- ・ 株式会社 Japan Search Fund Accelerator
- ・ ジャパン・サーチファンド・プラットフォーム投資事業有限責任組合

※掲載していないサーチファンド投資会社等については、ご相談ください。
必要に応じて随時追加します。

5 支援の詳細

(1) 企業情報の提供

福井県事業承継ネットワーク参加機関や福井県事業承継・引継ぎ支援センターを通じて募集した、後継の社長を募る企業に関する情報を提供し、サーチャーによるサーチ活動を支援します。

ア 情報提供可能な企業

福井県に本社機能を有する企業

※情報提供に同意した企業に限ります。

イ 申込方法

(ア) 情報提供を希望する場合

企業の希望条件をサーチファンド投資会社等にお知らせください。

(イ) 視察・訪問を希望する場合

情報提供をした企業のサーチ活動（視察等）の際には、福井県や福井県事業承継・引継ぎ支援センター、福井県事業承継ネットワーク参加機関等による日時調整や同行などが可能です。希望される方は福井県産業労働部経営改革課までお知らせください。

※サーチ活動に関する情報は、本事業以外には活用せず、適切に管理します。

(2) 旅費支援

サーチ活動に係る福井県への訪問旅費を支給します。

ア 対象となる旅費

サーチ活動に係る福井県内の目的地までの訪問旅費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料および食卓料）

※原則、自宅または勤務地～目的地までの往復分の旅費を支給します。

<活動例>

企業の視察、現経営者との面談、福井県の企業向けの説明会 等

イ 支給額

福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例で定める額

上限50万円/者（申請回数の制限なし）

※サーチャー1者につき総計50万円（サーチファンド投資会社等の関係者の旅費も算入可能）を上限とします。

※支給は、原則個人（サーチャー、サーチファンド投資会社等の者 等）に対して行うものとします。

ウ 申請方法

来県前に（原則、来県1週間前までに）以下の書類を、福井県産業労働部経営改革課まで郵送またはメールにて提出してください。（※県への申請書等の到着が、来県の3営業日前以降となった場合、旅費の支給ができない場合があります。）

申請者に関するサーチファンド投資会社等による支援の実態および来県の実態等を確認の上、県からの通知をもって支給額を決定し、指定口座にお支払いします。

<提出書類>

- ・福井の社長人材誘致支援プロジェクト（旅費）交付申請書（要項 様式1）
- ・（初回申請時のみ）本人確認書類の写し（免許証など）
- ・（初回申請時のみ）旅費の振込先に関する情報（要項 様式2）
- ・サーチファンド投資会社等の支援を受けていることが確認できるもの（契約書の写しなど）

- ◆航空機による移動を含む場合については、来県後1週間以内に以下を提出
 - ・航空賃が確認できる書類（領収書等）
 - ・旅行後の搭乗券の半券または搭乗証明書の写し

※電話にて受付した旨のご連絡をいたします。連絡がない場合は、お手数ですが、福井県産業労働部経営改革課（0776-20-0367）までお問い合わせください。

エ 申請期間

令和6年5月1日（水）～令和7年2月28日（金）まで（当日消印有効）

※予算の上限に達した場合、期間満了前に終了することがあります。

(3) 奨励金支援

サーチファンドを活用して、福井県の企業を事業承継し、新たに従業員または役員（以下、「従業員等」という。）1名以上の雇用・任用を行う場合、奨励金として300万円を支給します。

※詳細は、福井の社長人材誘致支援プロジェクト奨励金交付要領（以下、「要領」という。）をご確認ください。

ア 支給額

300万円／者

イ 対象要件

- (ア) 「4 支援対象者」に掲げるサーチファンド投資会社等の支援を受ける者であること。
- (イ) (ア) のサーチファンド投資会社等の支援を受けて、令和5年4月1日以降に福井県内に本社機能を有する企業の事業引継ぎを行うこと。
- (ウ) 事業引継ぎ後（売り手との最終契約日以降）、奨励金申請の日において、従業員等1名以上を新規に雇用・任用している、または奨励金申請の日から1年以内に新規に雇用・任用する予定であり、かつ継続して雇用・任用する意思を有していること。
- (エ) 事業引継ぎにより、福井県内から本社機能が県外に転出しないこと。
- (オ) 事業引継ぎを行った売り手企業の同族関係者でないこと。
- (カ) 奨励金申請の日において福井県内に居住をしている、または奨励金申請の時から1年以内に福井県内に移住をする予定であり、かつ居住を開始した日から継続して3年以上居住する意思を有していること。

- (キ) 奨励金申請の日の属する年度内に、事業引継ぎを行った売り手企業またはS P C（特別目的会社）が「パートナーシップ構築宣言」登録企業となること（※「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)において宣言が公表されていること）。
- (ク) 奨励金申請の日の属する年度内に、事業引継ぎを行った売り手企業またはS P C（特別目的会社）が、福井県の「社員ファースト企業宣言」にかかる登録申請を県へ行い、『めざせ「社員ファースト企業」宣言書』の今後の取組項目欄において「(6) 賃金引上げ」を選択すること（ただし、売り手企業に従業員がいない場合を除く。）。（<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/syainfirstsengen.html>）
- (ケ) 県税その他公課の滞納がないこと。

※・(ウ) の「新規に雇用・任用」とは、事業引継ぎ直前と交付申請時の従業員等の数とを比較したときに、1名以上の増加が必要であり、会社都合の解雇や退職勧奨などを行った従業員の補充のための雇用は除きます。ただし、事業引継ぎに際して、自己都合の退職を行った従業員の数、この限りではありません。また、新規に雇用・任用する従業員等は、福井県外の人材、福井県内の人材を問いません。

- ・(エ) について、S P C（特別目的会社）を設立している場合は、事業引継ぎ後、承継した企業との合併または福井県内への移転を予定している必要があります。
- ・(オ) について、事業引継ぎに際して婚姻や養子縁組により同族関係者となった者は、上記に関わらず交付対象とします。
- ・無償譲渡や風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容等にかかる事業引継ぎは、交付対象外とします。
- ・本奨励金の交付を受ける場合、売り手、買い手ともに重ねて福井県産業労働部経営改革課の「県内企業M&A支援奨励金」の対象となりません。
- ・その他、対象要件に関して、知事が事業の趣旨に照らして適当でないと判断した場合は奨励金の交付対象外とし、知事が適当と認める場合は交付対象となります。

ウ 申請方法

以下の書類を、福井県産業労働部経営改革課まで郵送またはメールにて提出してください。申請者に関するサーチファンド投資会社等による支援の実態や事業引継ぎの事実等を確認の上、県からの通知をもって交付決定し、請求書の受領後、指定口座にお支払いします。

＜提出書類＞

- ・福井の社長人材誘致支援プロジェクト奨励金交付申請兼実績報告書（要領 様式第1）
 - ・福井の社長人材誘致支援プロジェクト奨励金の交付申請に関する誓約事項（要領 別紙1）
 - ・事業引継ぎの詳細（要領 別紙2）
 - ・株式譲渡契約書の写し
 - ・登記事項証明書の写し（代表者が交代したことが確認できるもの）
 - ・事業引継ぎにあたり、サーチファンド投資会社等の支援を受けたことが確認できる書類（契約書の写しなど）
 - ・新規雇用・任用を行ったこと、または行う予定であることが確認できる書類（雇用契約書の写し、雇用通知書の写し、雇用または任用を行うことを誓約する書類（具体的時期を明記）など）
 - ・住民票の写し（申請日以前3か月以内に発行）【申請日に福井県内に居住している場合】
 - ・奨励金の振込先に関する情報（要領 別紙3）
（振込先の例：サーチャー、SPC（特別目的会社）、承継先の企業など）
 - ・県税に滞納がない旨の証明書（申請日以前1ヶ月以内に発行）または県税の納税についての同意書（要領 別紙4）【福井県に対し納税義務がある場合】
 - ・交付請求書（要領 様式第2）【県の交付決定兼額の確定通知書受領後】
- ※・「パートナーシップ構築宣言」および「社員ファースト企業宣言」については、各ホームページへの掲載を確認できる書類を求める場合があります。
- ・電話にて受付した旨のご連絡をいたします。連絡がない場合は、お手数ですが、福井県産業労働部経営改革課（0776-20-0367）までお問い合わせください。

エ 申請期間

令和5年5月1日（月）～令和6年2月29日（木）まで（当日消印有効）

※予算の上限に達した場合、期間満了前に終了することがあります。

6 提出先・お問合せ先

福井県産業労働部経営改革課 経営支援グループ

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

電話：0776-20-0367

メール：fukuinosyatyou-project@pref.fukui.lg.jp

7 その他

奨励金を交付した事業引継ぎについて、交付決定者の同意を得た上で、ホームページ等で公表する場合があります。

(別表)

福井県事業承継ネットワーク参加機関

	機関名
1	福井商工会議所
2	敦賀商工会議所
3	武生商工会議所
4	大野商工会議所
5	勝山商工会議所
6	小浜商工会議所
7	鯖江商工会議所
8	福井県商工会連合会
9	あわら市商工会
10	坂井市商工会
11	永平寺町商工会
12	福井東商工会
13	福井北商工会
14	福井西商工会
15	越前町商工会
16	越前市商工会
17	池田町商工会
18	南越前町商工会
19	わかさ東商工会
20	おおい町商工会
21	高浜町商工会
22	福井県中小企業団体中央会
23	(株)福井銀行
24	(株)福邦銀行
25	(株)北陸銀行
26	(株)北國銀行
27	福井信用金庫
28	越前信用金庫
29	敦賀信用金庫
30	小浜信用金庫
31	(株)日本政策金融公庫福井支店、武生支店
32	(株)商工組合中央金庫福井支店
33	福井弁護士会
34	北陸税理士会福井県支部連絡協議会
35	福井県行政書士会
36	福井県司法書士会
37	日本公認会計士協会北陸会福井県部会
38	(一社)福井県中小企業診断士協会
39	福井県社会保険労務士会
40	福井県信用保証協会
41	福井県よろず支援拠点
42	(公財)ふくい産業支援センター
43	福井県中小企業活性化協議会